

| 仕 様 書            |       |            |
|------------------|-------|------------|
| 件 名              | 仕様書番号 | 第14号       |
| 57号・64号火災受信機更新工事 | 作成年月日 | 令和7年4月10日  |
|                  | 作成部署名 | 小平学校総務部管理課 |

## 1 総則

### 1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊小平駐屯地において実施する、57号・64号火災受信機更新工事（以下、工事）について規定する。

### 1.2 関係法令

- a) 「公共建築工事標準仕様書（各工事編）」、「公共建築改修工事標準仕様書（各工事編）」（各最新版）
- b) 消防法
- c) 各設備に対する関係法令及び自衛隊関連規則

## 2 所在地及び対象設備

### 2.1 所在地

東京都小平市喜平町2-3-1 陸上自衛隊 小平駐屯地

### 2.2 対象設備

対象設備については、表1のとおりとする。

表1-対象設備

| 設備名   | 型式                                       | 数量 | 建物    |
|-------|--|----|-------|
| 火災受信機 | P型1級複合火災受信機<br>20/30回線（蓄積式）<br>能美防災株式会社製 | 1面 | 57号隊舎 |
| 火災受信機 | P型1級複合火災受信機<br>55/90回線（蓄積式）<br>ニッタン株式会社製 | 1面 | 64号隊舎 |

## 3 一般事項

### 3.1 工事に関する事項

- a) 本工事は、本仕様書に記載してある事項のほか、国土交通省大臣官房長官官舎長官官舎監修「公共建築工事標準仕様書（各工事編）」、「公共建築改修工事標準仕様書（各工事編）」それぞれ最新版並びに官側の指示による。
- b) 仕様書の内容に疑義が生じた場合又は現場の納まり、取合い等の関係で仕様書によることが困難、もしくは不都合が生じた場合は、監督官と協議する。
- c) 本工事の施工にあたり、仕様書に明記なき事項であっても、技術上当然施工すべき事項については、契約の相手方の負担において実施する。
- d) 工事使用材料については、事前に監督官の承認を得た上で出荷証明を添付し、搬入後に監督官の検査を受け、合格したものを使用する。
- e) 工事の施工にあたり、関係法令等に基づき、工事の円滑な進行を図る。
- f) 工事実施期間中の安全には十分留意し、必要に応じて危険防止のための処置を講ずる等、安全の確保に留意するものとする。
- g) 作業時間は原則として平日の午前8時30分から午後5時までの間とし、土日祝の作業については原則行わないものとするが、現場の状況に応じて事前に監督官と協議することができる。

- h) 工事写真は、「営繕工事写真撮影要領（最新版）」を参考に、各工程ごと撮影するものとし、アルバムに整理したものを1部提出すること。
- i) 工事に伴う発生材のうち、鉄くず等の有価物は官側へ引継ぐものとし、その他の産業廃棄物となるものは法令に基づく場外処分とし、産業廃棄物管理票の写しを提出するものとする。

### 3.2 提出書類

契約の相手方は、**表2**に示す書類を各1部、提出するものとする。なお、細部は監督官へ確認の上、作成、提出すること。

**表2-提出書類**

| No. | 提出書類名称    | 提出時期     | 備考                  |
|-----|-----------|----------|---------------------|
| 1   | 着工届       | 契約後、速やかに |                     |
| 2   | 現場代理人等通知書 | 契約後、速やかに | 本業務実施に関連する資格書の写しを添付 |
| 3   | 工程表       | 契約後、速やかに | 月間                  |
| 4   | 日誌        | 業務完了後    | 作業実施日毎に作成           |
| 5   | 打合せ簿      | 打合せ後     | 打合せの都度作成            |
| 6   | 材料検査簿     | 材料搬入時    | 必要な場合のみ             |
| 7   | 写真        | 業務完了後    | 電子黒板可               |
| 8   | 発生材調書     | 業務完了後    | 必要な場合のみ             |
| 9   | 報告書等      | 業務完了後    |                     |
| 10  | 竣工届       | 業務完了後    |                     |

### 3.3 作業記録

- a) 契約の相手方は、本工事实施に伴い作業写真を撮影すること。撮影箇所については、交換部品等の使用材料、各作業の前、中、後を撮影するほか、隠蔽箇所となる部分及び監督官の指示する箇所を撮影する。
- b) 撮影した作業写真は、アルバム等に整理の上、工事関係図書等と共に監督官へ提出すること。

### 3.4 遵守事項

- a) 契約の相手方は、工事实施にあたり、直接または間接的に知り得た事項の管理に万全を期するとともに、別途利用することや、その他への公表などを行ってはならない。なお、契約終了後も同様とする。
- b) 工事に関連の無い区域及び事務室内への立入りは禁止する。

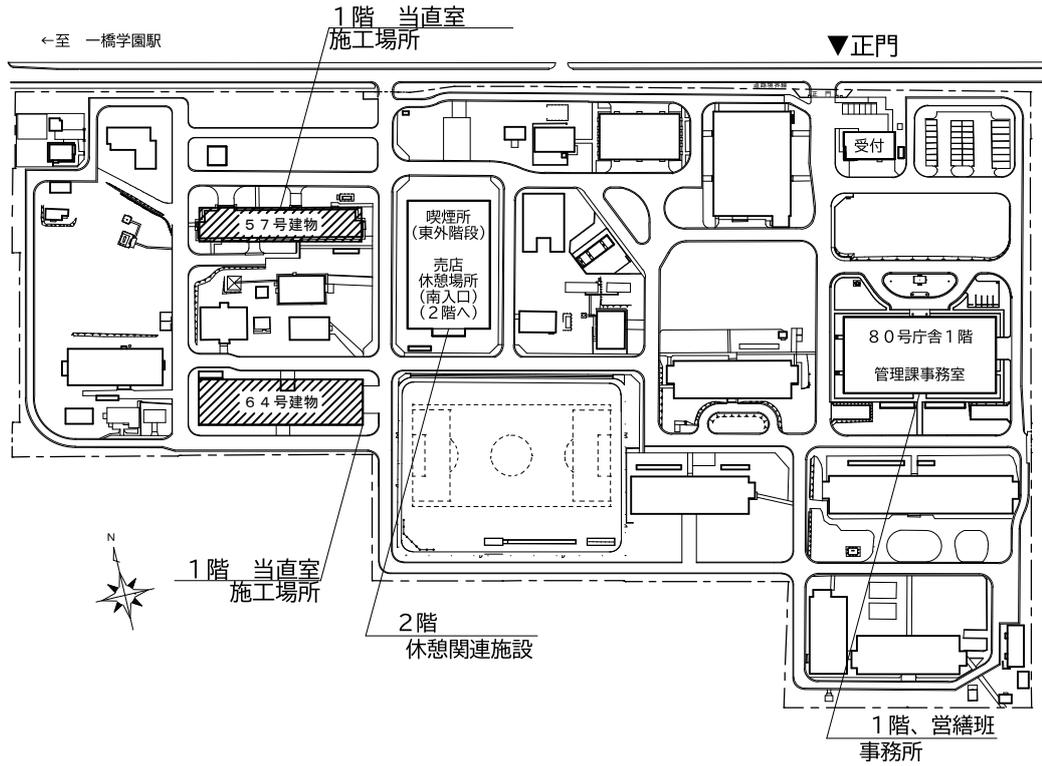
## 4 特記事項

### 4.1 工事に関する事項

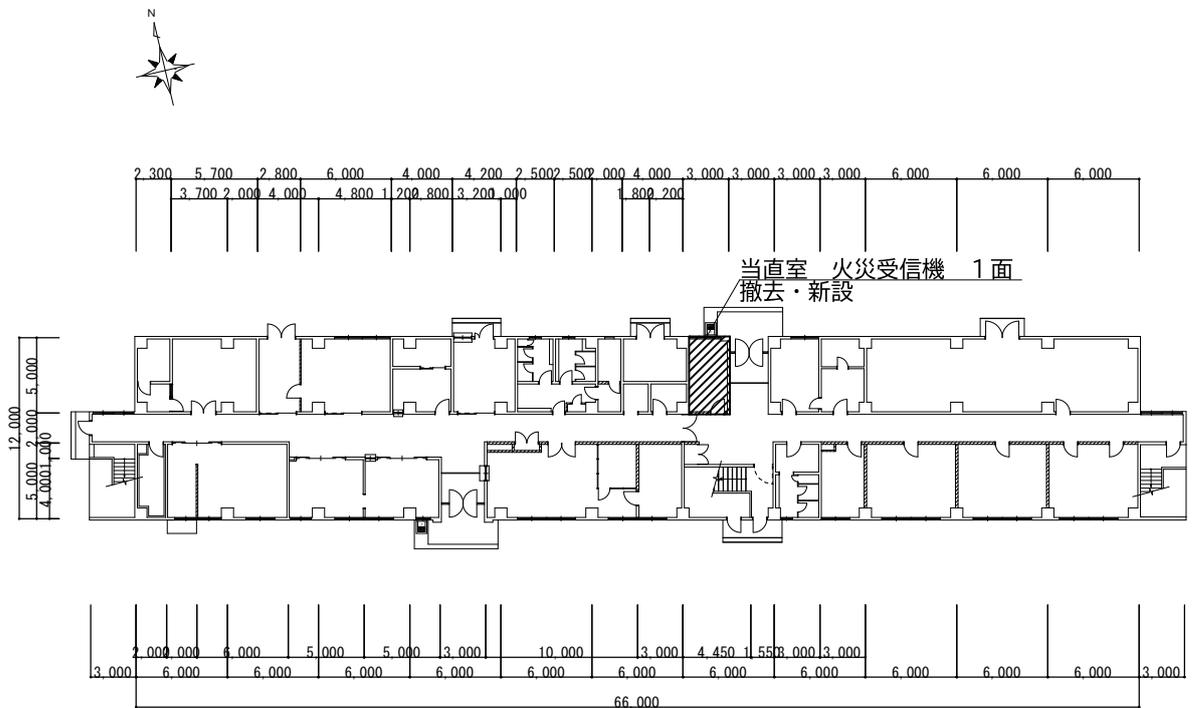
- a) 契約後、速やかに材料の手配を行うものとし、材料の入荷目安をもとに、工程を計画し、細部工程については、必要があれば監督官と協議すること。
- b) 工事の実施にあたり、関係法令に基づく官公署その他関係機関への必要な届け出手続き等を直ちに行うこと。なお、届け出内容については、事前に監督官の確認を受けるものとする。
- c) 作業中に、監督官以外の職員より依頼、苦情等を受けた場合は直ちに監督官へ報告するものとする。

### 4.2 工事実施要領

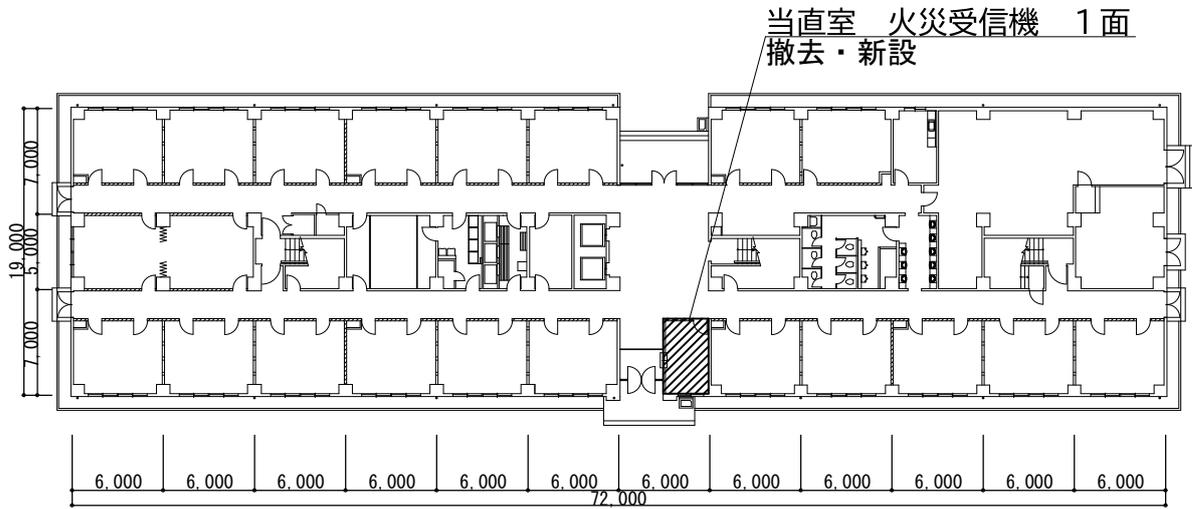
- a) 既存の受信機を撤去し、**表1**に示す設備を更新するものとする。
- b) 撤去後、新たに設備を設置した際、既存の壁が露出した場合は、既存の壁を同等色の塗装にて補修するものとする。
- c) 新設後、既存の火災報知器設備との連動について、試験調整を行うものとし、関係法令等に基づき実施するものとする。



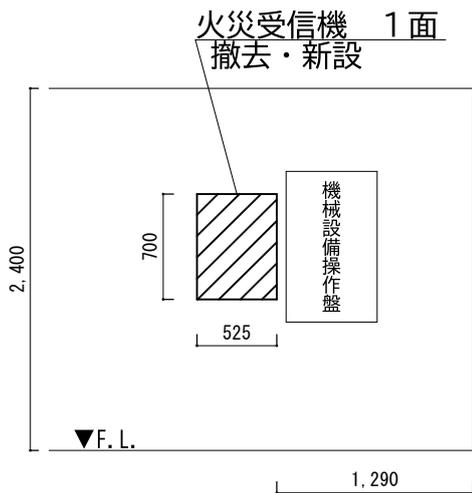
配置図 S=1/X



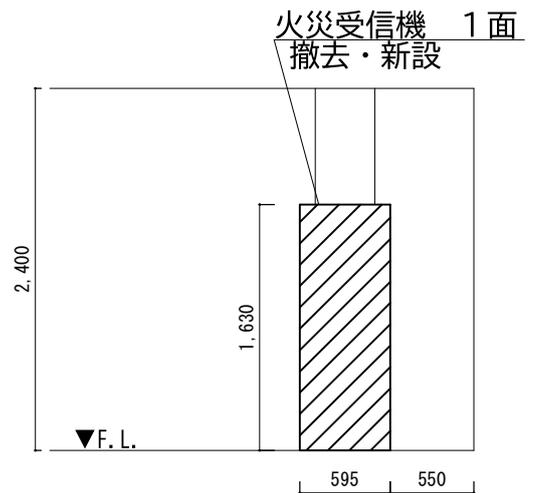
57号建物平面図 S=1/X



64号建物平面図 S=1/X



57号当直室立面図 (東側) S=1/50



64号当直室立面図 (西側) S=1/50